

自然科学研究機構基礎生物学研究所安全衛生管理室規則

平成29年2月1日
基研規則第8号

(設置)

第1条 自然科学研究機構基礎生物学研究所（当該研究所が密接な連携及び協力を行う岡崎共通研究施設及び生命創成探究センターを含む。以下「研究所」という。）における快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するため、自然科学研究機構基礎生物学研究所安全衛生管理規則（平成16年基研規則第13号。以下「安全衛生管理規則」という。）第15条の規定に基づき、安全衛生管理室（以下「管理室」という。）を置く。

(業務)

第2条 管理室は、研究所における次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 安全衛生管理に関する企画立案
- 二 安全衛生管理に関する作業指導
- 三 安全衛生管理に関する実情調査
- 四 その他安全衛生管理の推進のために必要な業務

(組織)

第3条 管理室に、次の職員を置く。

- 一 室長
 - 二 安全衛生管理者
 - 三 安全衛生管理担当者
 - 四 作業主任者
 - 五 その他研究所長が必要と認める職員
- 2 室長は、安全衛生管理規則第12条に規定する安全衛生小委員会委員長をもって充てる。

(室長の責務)

第4条 室長は、管理室の業務を掌理する。

- 2 室長は、研究所職員の健康の保持増進及び安全の確保のため必要があると認める場合には、安全衛生管理規則第4条に規定する安全衛生統括代表者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。